

令和7年度「名桜大学助産学専攻科奨学生」募集要項

令和7年度「名桜大学助産学専攻科奨学生」を募集します。本奨学金は、名桜大学助産学専攻科に在学する学生のうち、学業、人物ともに優秀な学生に対し、奨学金を給付することによって勉学を奨励することを目的としています。

1 奨学生の種類、採用予定数、給付額

助産学専攻科奨学生：若干名（給付額については選考委員会において決定する）

2 奨学生の対象

学業・人物ともに優秀であり、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者

3 募集期間（願書受付期間）

令和7年10月6日（月）～10月17日（金）17：00 学生課窓口必着【厳守】

4 出願書類

（1）奨学生願書

（2）誓約書

（3）所得証明書 ※本人及び同一生計の家族の分を提出すること。

①令和6年度分の市区町村発行の所得証明書

②奨学金収入、その他の収入を証明するもの ※該当者のみ提出

※出願書類は名桜大学ホームページからダウンロードして下さい。学生課窓口での配布は行いません。

5 選考基準

「名桜大学助産学専攻科奨学金規程」による。

6 奨学生の選考

学業成績及び提出書類に基づき、人間健康学部教授会が行う。

7 採用決定通知

採用の可否は、11月末頃までに本人宛に通知する。

8 奨学金の交付

奨学金の交付は、奨学金の授与式から一週間以内に誓約書に記載された奨学生本人名義の銀行口座に振り込む。

- 9 出願書類の提出、問い合わせ先
学生課学生サポート係（本館4F）
電話：0980-51-1057

【留意事項】

※応募書類及び各種証明に伴う添付書類につきましては、本申請の審査の参考とする目的以外には使用することはありません。

※提出期限を過ぎた書類の提出については、一切受け付けません。

※ご不明な点は学生課に相談して下さい。

名桜大学助産学専攻科奨学金規程 一部抜粋

（身分の取消）

第8条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経て奨学生の身分を取り消すことがある。

- (1) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- (2) 除籍・退学・懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病等により、成業の見込みがないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

（奨学金の返還）

第9条 奨学生が前条の規程によりその身分を失ったときは、当該年度に支給した奨学金の全額又はその一部を返還させることができる。

名桜大学助産学専攻科奨学生願書

提出日：(西曆) 年 月 日

[illegible]

奨学金振込口座情報					
銀 行 名	銀行	支 店 名	支店	店番号	
預 金 種 類		口 座 番 号			
フリガナ					
口 座 名 義 人					

* 振込口座は奨学生本人の口座を記入すること。
* 収集した口座情報は、本目的以外には一切使用しません。

【規程抜粋】

- 第 8 条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経て奨学生の身分を取り消すことがある。
- (1) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
 - (2) 除籍・退学・懲戒処分を受けたとき。
 - (3) 傷病等により、成業の見込みがないとき。
 - (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

第 9 条 奨学生が前条の規程によりその身分を失ったときは、当該年度に支給した奨学金の全額又はその一部を返還させることができる。

以上のとおり記載事項に相違ありませんので、名桜大学助産学専攻科奨学生を希望します。

名 桜 大 学 長 殿

令和 7 年 月 日
氏 名 _____ ㊞

誓 約 書

名 桜 大 学 長 殿

令和7年度名桜大学助産学専攻科奨学生として採用されたあかつきには、名桜大学助産学専攻科奨学金規程の趣旨に則り、奨学生としての責務を果たすことを誓います。

【名桜大学助産学専攻科奨学金規程より一部抜粋】

(身分の取消)

第8条 学長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、教授会の議を経て奨学生の身分を取り消すことがある。

- (1) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- (2) 除籍・退学・懲戒処分を受けたとき。
- (3) 傷病等により、成業の見込みがないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(奨学金の返還)

第9条 奨学生が前条の規程によりその身分を失ったときは、当該年度に支給した奨学金の全額又はその一部を返還させることができる。

☐ 上記内容について、承知致しました。

令和7年 月 日

所 属 : _____

学生番号 : _____

氏 名 : _____